平成２２年（フ）第８４号
神奈川県横浜市都筑区荏田東３―18―９つづきの丘レジデンス壱番館205号室、住民票上の住所福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上川原１番地４
破産者　仲井　朱美
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第９６８号
埼玉県久喜市本町２丁目２番15号
破産者　宮城　　力
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番２―415号
破産者　伊藤　公子
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目111番地、従前の住所石川県河北郡内灘町字大根布２丁目112番地
破産者　長丸　征夫
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１０５８号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番17号203、前住所大阪府藤井寺市野中２丁目２番７号
破産者　和田自動車こと　和田　一樹
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８５号
大阪府河内長野市松ケ丘東町1807番地の６
破産者　清水嘉代子
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９１号
大阪府藤井寺市北條町１番51号
破産者　林プレスこと　林　　義成
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９４号
堺市中区伏尾188番地１　ルナピエーナ泉北606号
破産者　寺田　明子
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
福岡県行橋市神田町２番12―305号
破産者　山根　次郎
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７５２４号
大阪府高槻市奈佐原４丁目21番３―202号、前住所堺市西区鶴田町４番25―203号
破産者　髙橋　晃恵（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４０７号
大阪府大東市赤井３丁目８番８号　ヴィラフィオーレ503号
破産者　中尾　久夫
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２５３号
大阪府枚方市香里園町６番28―904号、前住所大阪府枚方市北山１丁目10番38号
破産者　濱田　　昌
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１０４号
福岡県大牟田市宮山町８番地10
破産者　株式会社ジャパンルック
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５３２号
金沢市山科１丁目12番13号、従前の住所石川県白山市水澄町403番地２
破産者　梶　　弘行
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第２０６５号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目31―８　塚口チクサハイツ102号、開始決定時の住所堺市東区引野町１丁121番地16
破産者　山口晃史こと山口晃司こと　山口　好司
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８６１号
堺市北区百舌鳥梅北町５丁371番地
破産者　東野　政樹
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
鳥取県鳥取市吉成２丁目15番14号　ハイツ吉成205号、旧住所鳥取県鳥取市大杙229番地14
破産者　平田美恵子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９６号
愛媛県西条市神拝甲276番地１
破産者　髙橋　義明
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部